

論 説

保護観察の理念と現実

—イギリスにおける保護観察批判の展開—

瀬

川

晃

一 はしがき

二 イギリスにおけるプロベイションの基本構造と現状

1 発展経過

2 現行法制

3 処遇主体

4 現代的動向

三 保護観察の理念は達成されたか——H・ウォーカーとB・ビューモントの見解

1 社会調査報告書(判決前調査)

2 プロベイション命令

3 施設駐在

4 アフタケア

5 小括

四 保護観察改革への摸索

1 保護観察における「処遇否定のパラダイム」論

2 マルクス主義的保護観察論

3 小括

五 保護観察の現実と現代的課題

1 伝統的ケースワーカ論の退潮

2 保護観察批判の展開

3 転換期の保護観察

六 あとがき

一はしがき

保護観察は、今日、社会内処遇の中核を占める制度であるが、その実態については必ずしも明らかではない。施設内処遇、とくに刑務所制度の現実についてはかなりの研究の蓄積が内外にみられるが、社会内処遇、とくに保護観察の実態解明については、なお不十分な段階を脱し切っていない。わが国でも、保護観察についてのリサーチは増加しているものの、その現実については不分明な部分が多い。筆者はこれまでパロールにつき小論をものしたが⁽¹⁾、本稿ではプロベイションを中心に検討を試みたい。

保護観察の理念としては伝統的なケースワーカ理論・技術に従い社会内で犯罪者を改善・矯正することであるとの理解がこれまで一般的であった。そこでは、保護観察官は、科学的な処遇の専門家であり、ケースワーカーとして位置づけられた。そして処遇の力点はクライエントである対象者との面接におかれた。しかし、こうした保護観察の理念は現実化しているのであろうか。また、その実態はいかなるものであろうか。

このような問題意識から、本稿ではプロベイション発祥の地であり、また長い間にわたってプロベイション改革に苦悩してきたイギリス（イングランドとウェールズ）をとりあげたい。とくにイギリスでは、近年、保護観察の現実を積

極的に解明して、理念を洗い直すとともに、改革への方向を模索する動きがみられるることは注目に値する。

以下には、イギリスにおけるプロベイションの基本構造にふれた後、まず理念との乖離という視点から保護観察の現実を分析したH・ウォーカーとB・ビューモントの所説を要約する。次に、保護観察の現状を開拓すべく出された二つの提案（「処遇否定のパラダイム」論とマルクス主義的保護観察論）を紹介したい。そうして終章として、イギリスにおける議論の展開をふまえながら、保護観察の現代的課題を考えてみたい。保護観察の実態解明がなお不十分な段階にあるわが国においても、このようない議論の展開は少なからぬ意義があると思われる。

(1) 濱川晃「社会内処遇の序論的考察——パロール廢止論を素材として」同志社法学三〇巻一・三号一一九頁以下、同「假釈放と社会内処遇体制(1)(2)(3)」同志社法学三二巻六号一頁以下、三三巻五号六八頁以下、三三巻六号四二頁以下、同「社会内処遇は新たなユートピアか」犯罪と非行四九号二頁以下、同「イギリスにおける假釈放の動向と現代的課題」刑法雑誌三八巻一・二号七一頁以下。

一 イギリスにおけるプロベイションの基本構造と現状

1 発展経過⁽¹⁾

イギリスにおけるプロベイションの起源をどこに求めるかについては必ずしも明確ではない。しかし、善行の保持を条件として刑の宣告を猶予し、犯罪者を両親あるいは保護者の監督下におき、社会の中で更生する機会を与えようとする取り扱い自体は、古くからのコモン・ロー上の慣行(*old common law practice*)⁽²⁾であった。さらに、近代的なプロベイションの萌芽として一般に位置づけられているのは、一八四一年にバーミンガムで裁判官M・D・ヒルが主に少年に対して行なった試みである。そこでは少年犯罪者が更生の可能性がある場合には拘禁処遇を科さず、信頼す

べき保護者に少年の指導監督を委ねた。N・ティマシェフによれば、このM・D・ヒルの試みはウォリック州における裁判实务に刺激をうけたものであるという。すなわち、「遠く一八二〇年の頃から、この州の下級判事等は、その適當と思料する少年の犯罪事件においては、被告人に唯一日の拘禁刑を言渡すだけで、彼等をその両親又は主人に委付し、従来より一層注意深く指導・監督することを命ずることがあつた」⁽³⁾。

いずれにしても、一九世紀のなかばにはこのような裁判所における慣行はイギリス全土に拡大していくとともに、近代的に法制化される氣運が徐々にもりあがつた。プロベイションに関する最初の制定法は、「一八七九年簡易裁判法」であったが、本法は従来の慣行を法的に追認したものにすぎず、実務上さほど影響力を持たなかつた。議会での活発な論争を経て生まれたのが、「一八八七年初犯者プロベイション法」であった。しかし、本法も裁判所によつてほとんど無視される結果となり、その適用もほとんどなく、「流産法」と評された。このように、プロベイションの法制化は当初あまり順調にすすまなかつたが、注目すべきは、ほぼ同時期に警察裁判所宣教師 (police court missionary) の制度（一八七六年）が設けられ、最初は醉っ払い、後に犯罪者・非行者一般の指導監督に乗りだしたことであろう。宣教師の数は、その後急速に増加した（一九〇七年には一四三人）。こうした宣教師の活動はプロベイション業務の土台を築きあげ、プロベイションの法制化を促した。⁽⁴⁾

近代的なプロベイションの法的な体制を確立したのは「一九〇七年犯罪者プロベイション法」であった。この法律はとくに次の三点で従来のプロベイションに新機軸を打ち出すものであつた。⁽⁵⁾ 第一に対象者の範囲を初犯者に限定せず、犯罪者全体に拡大したこと。第二に、刑の宣告を猶予して犯罪者を保護観察の下におく法的な権限を裁判所に与えたこと。第三に有給の保護観察官の制度がスタートしたこと。この法律は「イギリス全国民、特に裁判官及び社会

事業家によって大喝采を以て迎えられた」⁽⁶⁾といわれ、今日に至るプロベイション法制の基礎を固めた。この後、プロベイションは安定成長期に突入する。一九二〇年および一九三〇年代には、プロベイション適用数の増加は比較的緩慢であった。それゆえ、事件負担量はそれほど多くなく、それだけに保護観察体制の整備に力を注ぐことのできた時期であった。そうして、この時代にはプロベイション組織の確立とともに保護観察官の専門化および地位の安定が強く叫ばれ、その努力は一九二五年刑事裁判法に結実した。

第二次大戦後にいたり、イギリスの刑事政策においても近代化・人道化の要請が台頭するとともに、プロベイションへの期待が高まり、「プロベイションの時代」へ向けて突き進もうとするのである。⁽⁷⁾このような刑事政策思潮を端的にあらわしているのは「一九四八年刑事裁判法」⁽⁸⁾である。本法では、プロベイションに関する規定が法的に整備・体系化される一方、プロベイション業務に対する内務省の責任が明確に規定された。一九四九年には「保護観察規則」が制定された。さらに、プロベイション適用数の急激な増加傾向に対応して保護観察体制の充実・強化がすすめられた。このようにして、「保護観察の黄金時代」⁽⁹⁾としてのちに回顧される一九五〇年代が現出するのである。さらに六〇年代には保護観察業務が一層拡大し、適用拡大期に突入する。一九六五年には保護観察規則が新たに制定された。また、一九六七年刑事裁判法でも⁽¹⁰⁾プロベイションに関する規定が改正された。なお現在、一九四八年刑事裁判法の諸規定は一九七三年刑事裁判所権限法の中に統合されている。

(1) イギリスにおけるプロベイションの発展経過に関する邦文文献としては、小川太郎・自由刑の展開（昭和三九年）八二頁以下、菊田幸一・保護観察の理論（昭和四四年）五三頁以下、鈴木一久・犯罪者の社会内処遇に関する比較法制的研究（昭和四六年）四頁以下がある。訳書として、ドラ・フォン・ケメラー・保護観察制度——イギリスの制度の組織と実際〔刑事

裁判資料一三八号】（昭和三四四年）、ティマシヨフ（高橋正己訳）・プロベイション百年史（昭和四五年）、フィリダ・ペースロー（杉原鎮雄訳）・英國における保護観察制度（昭和五〇年）。

(2) F. V. Jarvis, Probation Officers' Manual, 1974, p. 46.

(3) ティマシヨフ・前掲書111頁。

(4) この間の事情につき、ティマシヨフ・前掲書四三一五五頁以下参照。

(5) ペースロー・前掲書三頁以下、ティマシヨフ・前掲書一一三頁以下参照。

(6) ティマシヨフ・前掲書一一五頁。

(7) とくに戦後の展開に関する邦文文献として、井上義隆「英國における最近のプロベーションとアフタ・ケアの動向」更生保護と犯罪予防二一号二頁以下。また近刊のものとしては、E・L・ヤングハズバンド（本出祐之監訳＝津崎哲雄訳）・英國ソーシャルワーカー（昭和五九年）一〇二頁以下が詳しい。

(8) 本法につき、小川太郎（訳）・一九四八年英國刑事裁判法【法務資料三二八号】（昭和二八年）。

(9) ヤングハズバンド・前掲書一〇三頁。

(10) 本法につき、島田仁郎・英國刑事裁判法【一九六七年】（昭和四三年）。

(11) 本法につき、倉田靖司「イングランド及びウェールズにおけるプロベーション制度について」更生保護と犯罪予防四〇号一頁以下。

2 現行法制

(1) 基本構造⁽¹⁾

プロベーションは、一九七三年刑事裁判権限法では、犯罪の性質および被告人の性格などの具体的な事情を考慮して、刑の言渡に代えて（instead of sentencing）保護観察官の監督下におく処分を指すものとして規定している。この命令の対象となるのは一七歳以上の犯罪者である。命令の期間は六月以上三年以内の範囲内である。一旦決められた

期間は原則として短縮することができないが、期間の延長は対象者の同意があれば可能である。但し、一九七七年刑事法によれば、内務大臣は、命令によりプロベイション期間の上限および下限を変更することができる。

裁判所は、プロベイションを科す前に、プロベイション命令の趣旨および遵守事項について、通常の言語で (in ordinary language) 被告人に説明しなければならない。すなわち、裁判所は被告人に対し、プロベイション期間中に遵守事項に違反したり、あるいは新たな犯罪を犯した場合には、元の犯罪について刑が言い渡されることを説明する。そのうえで、被告人が同意すれば、プロベイションが科されることになる。プロベイション命令のみならず遵守事項についても、個別・具体的に同意することが必要である。もし、被告人の同意が得られなければ、裁判所はプロベイション命令以外の処分を科す。なお、裁判所は命令を科した後直ちに保護観察官および被告人に命令の謄本を交付しなければならない。

(二) 適用基準

裁判所がプロベイションを科す適用基準については、法律上、規定されていない。実務上は、一九六二年のプロベイション業務に関する省委員会リポートが示した次の四つの適用基準に拠っている。⁽²⁾ すなわち、以下の基準をみたしている場合にプロベイションが科される。

① 犯罪状況および被告人の記録からみて、社会のために何らかのより厳しい処遇方法を採用する必要がないこと。② 被告人を社会の中で処遇する際に伴う危険と被告人の自由を剥奪しないことの両方を道徳的、社会的および経済的な有用性の観点から比較して、後者が前者をうわまわっていること。③ 被告人において継続的な指導・援護が必要であるとみとめられること。④ 被告人がこの指導・援護に反応する能力があること。

また、A・アシュワースによれば、⁽³⁾ 保護観察官が社会調査報告書を作成する際にプロベイション適用を勧告するのは、次の三つの問い合わせに対し肯定できるケースである。すなわち、①被告人をとりまく問題がプロベイションの援助によって解決可能かどうか。②被告人はそれらの問題を認識し、状況の変化を望んでいるかどうか。③被告人はその状況を変化させプロベイションによる援助に反応できる能力をもっているかどうか。

（三）遵守事項

プロベイションに付された者は、期間中一定の事項を遵守しなければならない。遵守事項は大別すると、二種のものがある。⁽⁴⁾

まず一般的遵守事項については、プロベイション対象者は誰でも共通に守らなければならない。法律上、裁判所はプロベイション命令のなかに一般的遵守事項を記載することを義務づけられているわけではないが、通常、記載する慣行となっている。これに対し、特別遵守事項は、対象者ごとにその適性に応じて個別に定める事項である。裁判所は特別遵守事項を定める際、実施可能性などを含め慎重な考慮に基づくことが要請されている。これら二種の遵守事項を個別的にみてみよう。

一般的遵守事項は、次の三点である。①善行（good behaviour）を保持し、勤勉な生活を営むこと。②住居あるいは職業を変更した際には、直ちに保護観察官に通知すること。③保護観察官の指導に従い、接触を保つこと。とくに保護観察官からの要請があれば自宅に来訪をうけること。このうち、①の「善行」については漠然とした表現であるため、遵守事項として定めるのに躊躇する裁判官もいるようである。また「勤勉な生活」という表現を避ける裁判官も多いといわれる。これは、このような文言によって対象者の行動を規制するのに適当ではないとの理由に基くよ

うである。

特別遵守事項としては、①居住場所の指定をすること。②精神治療を受けることなどがある。①で指定される居住場所については、認可ホステル・ホーム、無認可の施設および一般民間人の家の三種のものがある。②の精神治療については、入院治療、通院治療あるいは、専門医による治療のいずれを問わない。ただし、治療の内容については、命令では特定しない。通院する病院や専門医については命令の中で特定される。なお、従来、昼間訓練センターへの出頭が特別遵守事項として存在したが、一九八二年の法改正で昼間訓練センターは廃止された。

またプロベイション命令と同時に科される処分としては損害賠償命令と刑事破産命令がある。いずれもプロベイション命令の遵守事項の一部とはみなされず、これらの命令に違反しても、プロベイション命令自体の違反と解される余地はない。

なお、最近では、以上の遵守事項以外に、地方レベルで、新しい遵守事項が付加されるケースが増加しつつあるといわれる。⁽⁵⁾ このような遵守事項は、およそ二つの類型に分かれる。一つは対象者が一定のプロジェクトに参加することを要請するもので、例えば自動車運転訓練、アルコール中毒者治療、雇用プロジェクトあるいはデュイ・センター出頭などである。他は対象者の行動をストレートに規制することを目的としたもので、フットボールのグランドに立ち寄らないことなどがあげられる。

(四) 良好措置・不良措置⁽⁶⁾

対象者の成績が良好である場合には、裁判所は保護観察官あるいは対象者の申し出に基づいて、プロベイションを終了させることができる。これに対し、対象者が遵守事項に違反した場合には、次のいずれかの措置がとられる。①

かとの犯罪について、新たな決定を下す。②一定額以下の罰金を科す。③社会奉仕命令を科す。④出頭所への出頭を命ずる。⑤何らの措置をとらない（ハ）の場合、裁判所による訓戒が行われる（などがある）。

(五) プログラム命令の変更

裁判所は、保護観察官あることは対象者の申し出により、プログラム命令を変更することができる。すなわち、その申し出が正当とみとめられるときは、遵守事項の一部削除、付加あるいは差し換えのいずれかを行つ。ただし、プログラム命令の変更にあたっては、⁽⁷⁾ 11つの制限がある。第一にプログラム期間を短縮してはならない一方、上限の31年をこえることはみとめられない。第二に認可ホステル・ホームあるいはその他の施設への居住指定の場合、11月の上限をこえることはできない。第三にもし命令の変更が元の命令が出た後3月以内になされなければ、精神治療に関する順守事項を付加することができない。なお、裁判所はプログラム命令を仮免責に変更する権限をもみとめられてくる。

- (1) プログラムの基本構造を知りうべきの手引書として Home Office, The Sentence of the Court, 1978, pp. 16. F. V. Jarvis, op. cit., pp. 47.
- (2) Report of the Interdepartmental Committee on the Probation Service, 1962. Home Office, op. cit., para. 52 以下。
- (3) A. Ashworth, Sentencing and Penal Policy, 1983, p. 390.
- (4) F. V. Jarvis, op. cit., pp. 55.
- (5) S. Stanley and M. Baginsky, Alternatives to Prison, 1984, pp. 54.
- (6) J. V. Jarvis, op. cit., pp. 65.
- (7) Ibid., pp. 63.

3 処遇主体

現在、プロベインション対象者に対し直接的に処遇を行なうのは、専ら保護観察官である。民間の篤志家は、わが国とは異なり、補助的に処遇参加するにとどまる。現在の処遇体制の基礎が築かれたのは一九三〇年代の後半に至ってからであつた。⁽¹⁾近代的なプロベインションの法制を確立したとされる「一九〇七年プロベーション法」の下でも、保護観察官任用の基準も明示されておらず、裁判所の任命した保護観察官のほとんどは警察裁判所宣教師であつた。任用も一年毎に更新された。給与も一件毎に算定されるシステムであり、また給与水準が低かつたために、保護観察官の多くは他の仕事を兼務していた。さらに、保護観察官のなかには老齢の者がかなり含まれていた。その後、果して保護観察業務が拡大するにつれ、適性を欠く保護観察官の存在がクローズアップされるに及んだ。それゆえ保護観察官の研修、任命および給与に関する省委員会のリポートは常勤観察官の任用を強調するところとなつた。一九二五年の刑事裁判法はこの勧告を採用した。さらに一九三六年の略式裁判所のソーシャルサービスに関する委員会は、プロベインションを国家の制度として確立する方針を前面に出し、専門の保護観察官の養成・研修を勧告した。このリポートを境に、保護観察業務は民間篤志家から有給常勤の保護観察官の手にわたり、いわゆる「ボランティアの排除」と評される時代に突入するのである。今日でも、一部にはボランティア再評価の動きはみとめられるものの、基本的には、こうした保護観察官中心の処遇体制が軸となつている。

保護観察官は、今日では、専門的な知識・技術を有するケースワーカーとして位置づけられている。この点を明確にしたのは一九六二年のモリソン委員会の報告⁽²⁾である。本報告は、保護観察官は他のソーシャルワーカーと共通した技術を有する専門的ケースワーカーであると定義づけた。現在、保護観察官の任用については、原則として、「ソ-

シャルワークの教育と研修に関する中央審議会」がみとめた研修を修了し、ソーシャルワーク資格証(CQSW)⁽³⁾を有する者の中から採用される。他に研修をうけていない者の中から、一年間、暫定的に採用する例があるが、その数は少ないといわれる。

保護観察官の研修に関しては、とくに戦後、整備の必要性が高唱された。保護観察研修は、一九五〇年代には科学的なケースワーク理論・技術の台頭、一九六〇年代には保護観察業務の拡大を背景として、飛躍的に発展した。現在、研修は内務省の行う全国レベルのものと、各保護観察所⁽⁴⁾とに設定されたプロベーション委員会の行う地方レベルのものとがある。わが国の研修制度に比較すると、その内容の豊富さは比較にならないといわれる。⁽⁴⁾

保護観察官の役割は、一九〇七年の犯罪者プロベイション法以来、「助言を与え、援助し、補導する (advise, assist and befriend)」(一九七三年刑事裁判所権限法附則三の八条)ことであるとの定義が定着している。その際、そのような役割を果すにあたって用いる技法はソーシャル・ケースワークであると一般に理解されている。保護観察官が処遇に際し参考している基本書としては、①J・キング編『更生保護 第三版⁽⁵⁾』(一九六九年)、M・デーヴィス『環境におけるソーシャルワーク⁽⁶⁾』(一九七四年)、③F・ジャーヴィス『保護観察官マニュアル⁽⁷⁾』(一九七四年)等がある。保護観察官の行う業務内容は民事、刑事を問わず広範囲にわたる。『保護観察官マニュアル』によれば、二種のものがある。⁽⁸⁾

まずは mandatory duties としては以下のものがある。①社会調査報告書の作成(判決前調査)。②プロベイション対象者の監督。③監督命令をうけた少年の監督。④家庭裁判所の監督下にある少年の監督。⑤離婚手続後に監督に付された少年の監督。⑥裁判所が後見人となつている者の監督。⑦執行猶予者の監督。⑧プロベイション対象者の家庭

との接触。⑨短期収容所および刑務所から釈放された者の監督。⑩精神病院退院者の監督。⑪刑務所出所者に対する任意的アフタケア。⑫刑務所および短期収容所の収容者との接触。⑬釈放者保護に関する地域社会の啓蒙。⑭刑事施設でのソーシャルワーク。⑮ペロール対象者の選択手続への参加。⑯裁判所の要請に基づく婚姻調停。⑰養子縁組における法律上の後見人。⑱上級裁判所との連携業務。⑲離婚裁判における調整。⑳罰金未払者の監督。㉑一九五九年街頭犯罪法により送致された者に対する援助。㉒護送。㉓記録の保存。㉔ケース委員会および裁判所に対する定期的な報告。㉕刑事被害補償委員会への資料提出および犯罪被害者への助言。㉖家庭環境の調整。㉗プロバイジョン・ホステルなどの設立・運営。㉘社会奉仕命令の運用。㉙保釈中の者に対する援助。

次に、non-mandatory duties としては、以下のものがある。①虞犯少年の処遇。②プロバイジョンを終了した者に対する処遇。③当事者の要請に基づく婚姻調停。④調停以外の婚姻に関する作業。⑤裁判所への婚姻承認請求に関する作業。⑥内縁の妻に対する福祉。⑦法定外の基金からの財政援助。⑧近隣同士の喧嘩仲裁。⑨裁判所に対する家事手続の申立理由の説明。⑩郡裁判所における後見。⑪薬物依存犯罪者の処遇。⑫アルコール依存犯罪者の処遇。

- (1) 本節における以下の記述は、J. King (ed.), *The Probation and After-care Service*, 3rd ed., 1969, pp. 26 に負う。
- (2) 本報告書にいわゆる井上義隆・前掲論文117頁以下参照。
- (3) 保護観察官の地位、任用および研修について、ヤングハズバンド・前掲書1回11頁以下、原田禎一「英國における保護観察制度の概要」犯罪と非行11号167頁以下、柿沢正夫「保護観察官の育成」更生保護と犯罪予防63号50頁以下、グラハム・W・スミス(菊地和典訳)「イングランドにおけるプロボイシング制度と少年非行の現状」ケース研究107号37頁以下、平尾博志「英國における保護観察官養成制度」更生保護37卷9号三四頁以下参照。なお、一九六〇年代の状況を伝えるとして、山口幸男・少年非行と司法福祉(昭和四六年)181頁以下。
- (4) 柿沢正夫・前掲論文53頁。

- (5) J. King (ed), op. cit.
- (6) M. Davies, Social Work in the Environment, 1974.
- (7) J. V. Jarvis, op. cit.
- (8) J. V. Jarvis, op. cit., pp. 28.

4 現代的動向

戦後イギリスにおける犯罪者処遇をふりかえると、更生保護の発展に向けての努力はめざましいものがあり、保護観察業務は飛躍的に多様・拡大化した。「保護観察官リップ・ヴァン・ワインクルが一九五九年に眠りにおち、二〇〇〇年後の一九七九年にめざめたとしたら、現在における保護観察業務の何たるかを知る」とは少ない⁽¹⁾」とさえいわれる。

戦争直後から一九五〇年代にかけての保護観察は、業務内容および組織体として比較的小規模なものであった。当時における保護観察処遇の目標は科学的なケースワークの樹立であり、保護観察所における保護観察官と対象者との「1対1の面接」に処遇の重点がおかれていた。一九五〇年代後半、保護観察官が担当したスーパーバイジョンのケースのうち八〇%はプロベインソンであり、そのうち半数は少年を対象とするものであった。アフタケアについても、主に認可学校、ボースタルおよび刑務所からの釈放者に限定されていた。また保護観察官が作成する（判決前の）社会調査報告書も、当時は地域によりばらつきがあり、報告書の数も比較的少なかつたといわれる。また、保護観察官の数も、一九五〇年にはおよそ一、〇〇〇名にすぎず、ボランティアの参加もきわめて例外的なものであった。

しかし、その後、一九五〇年代後半以降今日に至るまで保護観察業務の多様化・拡大はきわめてエネルギーッシュにすすめられた。⁽²⁾ 一九五九年精神衛生法によって精神障害者に対する観察業務が実施された。また、アフタケ

アの充実・強化が徐々にすすめられる一方、一九六六年には施設駐在制度が導入され、刑務所におけるソーシャルワーク業務が増加した。このほか、パロール（一九六七年）、社会奉仕命令、昼間訓練センター、執行猶予（一九七二年）が新たに導入されるとともに、ホステルの増加・拡充もすすめられた。また戦後の顯著な傾向として、保護観察の運用主体が内務省から地方自治体に移りつつあることも特筆される。こうして保護観察の業務は前述したように、今日では多種多様なものとなっている。このような業務の拡大に伴い、保護観察官の数も増加してきており、一九八四年には六、〇〇〇名をこえる至っている。またボランティアその他の社会資源の活用もすすんでいる。

プロベイシヨンの適用件数については、一九七〇年代なかばに二万台におち込み、その減少傾向が指摘された。その要因となつた客観的事情としては、以下のものが考えられた。⁽³⁾ ①一九六九年児童・少年法により、一七歳未満の者に対する地方自治体のソーシャルワーカーによるスーパーヴィジョンがプロベイシヨンに取つて代わったこと。②一九六七年に導入された執行猶予が従来のプロベイシヨン対象者に言い渡されていること。③社会内処遇の多様化がすすんできたこと（とくに社会奉仕命令の適用が急激に増加したこと）。また、実際的な要因としては、処遇効果への信頼が弱まり、裁判所がプロベイシヨンをとりまく現実を意識しはじめたことがあげられた。しかし、プロベイシヨンの適用件数は一九七八年に再び増勢に転じ、一九八四年には四万件をこえるに至つた。増加の要因は、プロベイシヨンへの信頼が回復したというよりは、主として刑務所の過密状態が深刻化したことに求められよう。保護観察の理念と現実のギャップに対する認識はむしろ高まつているように思われる。

では、保護観察の実態とはいかなるものか。保護観察の理念はどのような形で実現しているのだろうか。章を改めて、考えたい。

- (1) D. Mathieson, *Change in the Probation Service: Implication and Effects, in: Pressures and Change in the Probation Service*, edited by J. F. King, 1979, p. 16.
- (2) リの間の事情について、ヤングハズベンド・前掲書 117頁以下参照。
- (3) 瀬川晃「イギリスにおける犯罪者処遇と犯罪学の現状および課題」刑法雑誌11回巻11号190頁。
- (4) 詳しく述べ、瀬川晃「社会内処遇の新たな展開とその限界—社会奉仕命令の批判的検討」犯罪と非行611頁11頁以下。

III 保護観察の理念は達成されたか——H・ウォーカーとB・ビューモントの見解

保護観察の理念は現実化したのか。その実態はいかなるものか。H・ウォーカーとB・ビューモントの著作 *Probation Work* (一九八一年) は、リの問題に明快に答えたものである。著者たる、いずれも保護観察官としての実務経験を有する。執筆当時、H・ウォーカーはミドルセックスとレスター・シャーデの観察官としての勤務の後、ヤングフットミリー保護センターで指導者として活躍していた。また、B・ビューモントはロンドンの保護観察官であるとともに、NAPo(全国保護観察官協会)の副会長の職にあつた。

本書は、次の四つの領域について論じたものである。すなわち、社会調査報告書(判決前調査)、プロブイッシュン命令、施設駐在(prison welfare)およびアフタケアである。本書の書名は *Probation Work* と題するものであるが、本書では probation の用語を広義に解しておらず、ペロールと対比される狭いプロブイッシュンの意味に限定されない。本書でいう probation は我が国の更生保護ないしは社会内処遇に近い。興味ある内容を含んでいるので、以下、一括して紹介する。

なお、本書は、前記四つのテーマについて、あまりこれまでの「理念」を掲げ、それに実務体験に基づいた「現実」

と対比させ検討を加える手法を用いている。

1 社会調査報告書⁽¹⁾（判決前調査）

(一) 理念

社会調査報告書に関して公式的な定義を確立したのはストレートフィルド・リポートである。次のようにいう。「社会調査報告書の第一の機能は、犯罪者とその経歴に関する資料を提供し、裁判所が最適の処分を決定することができるよう援助することにある」。すなわち、報告書は何よりも犯罪者の有責性（culpability）を評価し、犯罪歴を精査するのに役立つものであり、裁判所の量刑に重要な指針を与えるものでなければならない。そのためには報告書は犯罪者に関して包括的で信頼に足る資料を基礎とすべきである。また、昔の報告書は「希望、直観あるいは感情」に基づいたものでもよかつたが、今日では客観的なドキュメントでなければならない。報告書を作成することは犯罪者にとり適切な処遇が与えられるよう犯罪者を診断するプロセスでもある。さらに、報告書では、犯罪者に対する処遇と量刑・刑の言渡しとは同意義のものとして扱われる。これは犯罪者のニーズと社会のニーズは一致するとの考えに基づいている。

以上を要約すると、社会調査報告書は次のような要素をもっている。^①信頼に足る。^②包括的である。^③客観性をもっている。^④裁判所の量刑機能に重要な役割を果している。^⑤犯罪者と適正な処遇形態をマッチさせる。^⑥社会と犯罪者の両方のニーズに応ずるものである。

(二) 現実

保護観察の理念と現実

一人の保護観察官は年間八〇一一〇〇の社会報告書を作成しており、一つの報告書にかかる時間はおよそ四時間半である。実情をいえば、保護観察官は、不十分な資料を前にして、時間に追われてせかせかしながら、いわば瞬時の判断に基いて報告書を作成しているのである。実務の現状から社会調査報告書に関する理念（前記①～⑥）を個別に検討してみよう。

まず、①の信頼性が疑問であることは、ほとんどの報告書が主に犯罪者自ら提供した資料、さらにせいぜい警察での逮捕記録が古い保護観察記録を少し参照した程度で作成されていることを想起すれば明らかである。実務上、保護観察官が報告書の作成にあたり、留意しているのは、内容の信頼性ということよりもむしろ法廷での反駁を回避することである。②の包括性は、実務上余り強調されていない。報告書もきわめて短かく、二頁以上のものは稀れである。これは民間人から選出される治安判事が余り長い報告書を読むことができない事情に基づく。③の客觀性については一つの神話であり、実務上「不可能な期待」に属する。観察官も対象者との人間的な接觸から影響をうけざるをえないし、公平無私ということはありえない。④の裁判所の量刑に果す役割も実はあまり期待できない。けだし、報告書自体、量刑を基礎づける資料を欠如している場合が多いからである。例えば、ペリーの調査によれば、報告書の八七パーセントは観察者の行動変容について記述がないし、八〇パーセントは再犯可能性にふれていないのである。さらに⑤のマッチングは「治療」モデルに基づくものであるが、今日では多くの観察官がこのモデルを疑問視している。最後に⑥の犯罪者と社会のニーズの一致という考え方も「犯罪＝病気」説を前提としたもので、非現実的である。

（三）検討と帰結

保護観察官は、社会調査報告書に関する理念を全く無視して、実務に携わっているといつてよいであろう。これま

で社会調査報告書は保護観察官による真摯な分析に基づくものと信じられてきたが、実際は、聴衆（つまり裁判所）を意識して意図的につくり出されたものである。そして、この現実が報告書のアプローチの仕方、内容およびスタイルを決定づけている。保護観察官が報告書作成にあたって意図する目的は一つある。一つは、もちろん、言い渡される判決に少しでも影響を与える」とであるが、もう一つは裁判官と信頼関係を何とか維持する」とである。

(一) H. Walker and B. Beaumont, Probation Work—Critical Theory and Socialist Practice, 1981, pp. 14-24.

2 プロベインショナリ命令⁽¹⁾

(一) 理念

プロベインションに関して公式的な定義を確立したモリソン報告書は、次のようにいう。「われわれの理解すると」ろでは、プロベインションは、犯罪者に対し、一般社会での自由を与えつつ、同時に裁判所の官吏であるソーシャル・ケースワーカーの監督に一定の期間服させるものである。しかも、「」の期間内において犯罪者が善行を保持しないときは、裁判所が別の処分を科す」。ソーシャルワーカーは、プロベインションに関する一つの原理が導きだせる。一つは、犯罪者の生活・自由への介入は最小限にすべきである」と。他は条件違反者は許さず、その場合には社会の保護を最優先する」とである。保護観察官の基本的な任務は「助言を与え、援助し、補導すること」であるが、さらに、対象者と緊密な接触 (close contact) を保つことや対象者の一般的な福祉に配慮することも期待されている。このような任務の遂行にあたっては、ソーシャルワーク原理が基礎となつており、保護観察官には大きな裁量が与えられている。他方、保護観察官は、対象者を監督する際、裁判所の代理として (on behalf of the Court)、すなわち、裁判所の機関

(agent of the Court)として行動する」ことが期待されている。またプロベイションの目的としては、犯罪者に安定した責任ある生活態度を永久に身につけさせること、換言すれば、社会の要請に応ずべく対象者を遵法的な市民につくりかえることであると考えられている。以上のようなプロベイションの説明は、犯罪者と社会の双方の利害が一致しているという考え方によっている。そして、ハハでは、犯罪者に対するケアとコントロールとは、相互補充的で両立しうるのである。

以上を要約すると、プロベイション命令は次のような要素をもつものでなければならない。^①社会内で犯罪者を監督すること（遵守事項を義務づけ不遵守には制裁を科すこと）、及び^②ソーシャル・ケースワークの実践を通して、^③犯罪者の永久的な態度変容を獲得することである。

(二) 現 実

公式の説明では、プロベイションは「細心の注意が払われた計画的活動」として想定されているが、現実の姿はこれと似ても似つかない。たとえば、保護観察所への出頭というと仰々しく聞こえるが、プロベイションの対象者が保護観察所に出頭すれば来訪者名簿に氏名が記載されるが、出頭しなければ（出頭催促状の送付とともに）名簿に次週の出頭予定者として記載されるというのが現実の姿である。また対象者に対する監督自体もきわめて短時間であり、大急ぎで行われる表面的なルーティン面接 (routine meeting) にすぎない。

理念（①～③）を個別にみてみると、①の対象者に対する監督といつても実に大ざっぱな (sketchy) ものだ。保護観察官が一人の対象者に費やしている時間は、往復の時間を含めて一ヶ月に約二・一時間、あるいは一年間のトータルでおよそ五〇時間にすらない。これでは、「緊密な接触」というのには程遠い。対象者に関する情報も、保護観察

官は対象者自身による説明と家庭訪問の際に得た資料をもとにしている。もつと詳しい情報を得たいと思っても、私生活への過度の干渉として批判される。また、遵守事項についても、全ての対象者が何らかの遵守事項違反を犯しているのが実情である。調査によれば、遵守事項違反の二パーセントについてしか観察官は何らかの処置していないといわれる。特別な遵守事項違反はもちろんのこと、一般的な遵守事項についても監督の目を行き届かせることすら困難である。保護観察規則は保護観察官の任務を列挙しているが、周知徹底していない。それゆえ、折角、規定された任務も、実際には「空虚なジエスチャー」に終わっている。このように、一口にスーパーヴィジョンといってもその実施は容易でないし、実務に課題をつきつけていぬ。このような事情を背景として、最近、実務では「Cカテゴリ」と称して、「名目的な監督」あるいは「監督無し」の対象者群もできたことは注目されるところである。

次に、②については、まず、プロベイションの枠内でケースワークが実施可能かどうかという根本的な疑念がある。保護観察官は対象者が遵守事項に違反した場合にサンクションを科す手続をすすめる。しかし、こうした手続は、いわゆるカウンセラーの仕事の範囲をこえているといわざるをえない。端的にいって、これは治療と権威が共存できないことを示すものである。本来、プロベイションの対象となるような犯罪者は、ケースワーカーが求めている素材ではない。彼らは治療プロセスへの「いやいやながらの徴集兵 (reluctant conscripts)」なのである。実務上、保護観察官が日常に行っている業務によって、ケースワーカーというラベルを正当化することは困難である。すなわち、保護観察官の業務は特殊なものというよりは、対象者に対する「一般的な援助」といった方が正確であろう。

最後に③の永久的な態度変容についてであるが、これではプロベイションが一定の目的を目指した活動であることが前提となつていて。しかし、実は、保護観察官は退屈な日常的な業務に終始しているというのがプロベイションの

実像に近い。面接といつても無目的なおしゃべりであることが多いし、多くは時間の浪費である。また、態度変容に関する実証的な根拠も乏しいし、プロベイションが再犯防止に役立っているというリサーチも実のところ無いのである。

（三）検討と帰結

プロベイション命令は、他の業務に比べ、これまで批判的な検討・分析の対象となることが少なかつた。プロベイションが一般的に承認されてきたことについてはいくつかの理由がある。第一に対象者の同意があることが、対象者への干渉を正当化すること。第二にプロベイションは非拘禁処遇拡大の一環として、一般的に歓迎されていること。第三に保護観察官が保護観察規則を無視しても、プロベイションは専門的なソーシャルワーカーの介入とみなされ容認されやすいこと。以上三つの理由から、プロベイションはクライエント中心の活動として正当化され、批判を免れてきた。しかし、実際上、多くの保護観察官は理念と現実との間の大きな溝を日常的に痛感しているのである。

理念の上では、プロベイションは犯罪者を矯正し、遵法的な市民につくりかえるものである。しかし、この治療モデル的アプローチは失敗に終ったのである。また、理念のうえではケアとコントロールが両立しうると考えられている。これは「社会調和説（consensus view of society）」（犯罪者と社会の利害関係は本質的に一致しており、犯罪者は社会と調和する限り、社会から援助をえられるとの考え方）に基づく。しかし、このような考え方は保護観察官の経験に反する。けだし、現実の社会では、犯罪者と社会は利害対立の真只中にいるからである。それゆえ、現実にはケアとコントロールとは両立していない。

」のようにプロベイション命令の実務は、理念とはかけはなれたものである。では、何のためにプロベイション命

令は存在しているのか。」⁽¹⁾では一つの機能に注目したい。第一にプロベイションは、刑罰制度における「慈悲深い顔」(benevolent face)を象徴しており、これにより刑罰制度が情け深い一面も併せもつてゐるというイメージを保持する」とができるのである。第二にイデオロジカルな機能で、プロベイションは労働、善行、勤勉な生活、建設的な余暇活動などが重要である」とを犯罪者に教える」とができる。

(一) Ibid, pp. 24-39.

3 施設駐在⁽¹⁾

(一) 理念

施設駐在は、一九六六年に導入された比較的新しい制度である。駐在官を刑務所に駐在させることを最初に勧告したのは、一九五三年のマクスウェル報告書であった。本報告書が提起した駐在官の業務内容は、①アフタケアを必要とする受刑者の選択、②受刑者に対する援助、③拘禁に伴う弊害（とくに社会との断絶）の緩和、④受刑者に対する社会の信頼の回復、⑤釈放後のアフタケアの準備などである。また内務省通達（一九六七年）では、施設駐在官の四つの役割が規定された。すなわち、①ソーシャル・ケースワーカーとしての役割、②ソーシャルワーク活動の中心としての役割、③外部とのコミュニケーション手段としての役割、④アフタケアのプランナーとしての役割である。しかも、この四つの役割は、刑務所の業務（受刑者の社会復帰）と相互補助的なものとして理解される。すなわち、刑務所は犯罪者に対するソーシャルワークを行う場所であり、施設駐在官の仕事は刑務所を人道化させ、刑務所の社会復帰機能を促進するものである。

以上を要約すると、施設駐在は次のような役割を果している。①受刑者に対するソーシャル・ケースワーク。②受刑者に対する福祉業務（外部とのコミュニケーションを含む）。③釈放のための計画・準備。④拘禁に伴う弊害の最小限化と刑務所の人道化。⑤受刑者の社会復帰を目指す刑務所との協働。

（二）現実

施設駐在官の実務をみてみると、各施設においてその内容にはかなりのばらつきがある。それゆえ、実務上の混乱があることは否定できず、保護観察官も実際には迷いをもちつつ執務しているのである。

理念（①と⑤）を個別に検討してみよう。①の受刑者に対するソーシャル・ケースワークについていえば、まずケースワークそれ自体の内容が明確に規定されていないし、その目的も曖昧である。また刑務所内でケースワークを行うためには、刑務所の中でケースワークの実施に適した環境をととのえることが必要となる。しかし、そのような整備は困難である。けだし、刑務所は伝統的に自発性が無視される場所であり、ケースワークを実現するに適した環境ではない。実際上、M・オーセン（Othen）がいうように、刑務所におけるケースワークは余った場所を使って食事の時間中や何かの行事の後におざなりに行われているにすぎない。また刑務所の職員も、保護観察官をケースワーカーとみていかない。さらに、受刑者に対するケースワークが再犯防止有効であるという調査結果もいくつかあるにはあるが、完全には検証されておらず、実験の域を出ていない。

②の福祉業務についても疑問である。けだし、施設駐在官の仕事のかなりの部分は刑務所行政によって支配されているからである。施設駐在官に期待されているのは、個々の受刑者に対する福祉的な援助というよりはむしろ刑務所運営に参加することにある。それゆえ、実務では駐在官の業務のうち主なものは刑務所運営の円滑化であり、受刑者

の福祉は第一次的なものなのである。

③の釈放のための計画・準備という点は、膨大な受刑者数からみて実施は無理である。駐在官も实际上、限られた対象者に対してしかこのような業務を遂行できない。なお、受刑者の中には、仮釈放によって早く出所したいため、施設駐在官を利用して自己をアピールしようとする者もある。

④の刑務所の人道化については、まず、保護観察官の矯正分野への進出が刑務所制度に重要な影響を与えた証拠はほんどのことを指摘しなければならない。もし小規模な成功があつたとしても末梢的な改革にとどまる。ひるがえつて考えてみれば、保護観察官の参加ぐらいで刑務所を変革できると考えることはおこがましい。むしろ施設駐在制度によって影響をうけるのは保護観察官の方であろう。事実、施設駐在官（保護観察官）が刑務所の看守としての役割を果していることは承認せざるをえないものである。

また⑤の社会復帰を目指した刑務所との協働であるという点もその基盤がゆらいでいる。けだし、保護観察官の間でも刑務所の社会復帰効果への期待がうすらできているからである。最近では、保護観察官が刑務所への批判も公けにすることは稀れではない。

(三) 検討と帰結

以上の考察から明らかなことは、施設駐在はパワフルな刑務所制度の中ではマージナルな役割を果しているにすぎないということである。駐在官の仕事は刑務所の主たる機能——規律とコントロール——に寄与する範囲でのみ評価されているといえよう。それゆえ、実務上、施設駐在官が刑務所体制の中にくみこまれてしまう可能性すら存在する。施設駐在制度によって、拘禁に伴う弊害を緩和するというポーズをとるのは偽善である。これまで、更生保護の側で

は刑務所へのインパクトを過大評価しすぎてきた。それがために、これまで施設駐在制度による刑務所変革の可能性に対しても非現実的な理想主義的な態度に終始してきたといえよう。

(1) Ibid., pp. 40-52.

4 アフタケア⁽¹⁾

(一) 理念

アフタケア業務は最近、急速に発展しつつある。ここでアフタケアとは、①成人受刑者に対する任意的アフタケア、②短期収容所および刑務所から釈放された若年成人の監督、③パロール対象者の監督を指す（無期刑受刑者の釈放後における監督および入院命令終了者の退院後における監督もアフタケアに含まれるが、ここでは省略する）。アフタケア運用の責任主体は、一九六五年以降、保護観察所である。犯罪者処遇諮問委員会の『アフタケアの組織』と題するリポート（一九六三年）は、アフタケアの原理を次のように規定した。①アフタケアは社会と犯罪者個人双方のニーズにこたえるものでなければならない。②アフタケアのサービスは原則としてすべての犯罪者にとって同じものでなければならない。③アフタケアはソーシャルワークの一形態である。④アフタケアは矯正施設の業務と提携し、拘禁→釈放の全過程で貫したものでなければならない。

アフタケアの目的として最も重要なものは、個人的あるいは家庭的問題に関して対象者に「友情、指導および精神的な援助」を与えることである。それゆえ、物質的な援助は第二次的なものにすぎない。すなわち、ここで行われるソーシャルワークはすぐれてパーソナルなものであり、拘禁に伴う弊害の除去のみならず、犯罪に至った要因の除去

を目指すものである。やがて拘禁とアフタケアは単一のプロセス (a single process) とみなされる。犯罪者の社会復帰のための作業は入所第一日目からはじまり、釈放後のアフタケアに接続し、継続されるものである。そして、拘禁中はもちろん釈放後も一貫して、社会復帰にむけて対象者に絶え間ない援助が供与されるべきである。この処遇思潮はとくに *through care* (一貫した援助)⁽²⁾ と称され、近年、台頭した。また、このような援助は対象者個人にとどまらず、家族にも及ぼすべきである。けだし、家族も拘禁中および釈放後もさまざまな問題を抱えているからである。なお、アフタケアの場面ではボランティアの参加がとくに奨励されている。これは、アフタケアが刑余者に対し社会が慈善的な精神をもつて接していることの表明であるとの考えに基づいている。

以上を要約すると、アフタケアの構成要素は次のようになる。①パーソナルなソーシャル・ケースワーカー・サーヴィス、②社会復帰プロセスの継続、③「一貫した援助」の継続、④家族への援助、⑤ボランティアの参加＝社会の慈悲心の表明。なお、アフタケアの領域で最近注目すべき問題として、⑥任意的アフタケア (voluntary after-care＝刑務所からの満期釈放者を対象としたもので、アフタケアをうけることは受刑者の意志にゆだねられるもの)、⑦積極ライセンス (positive licence = 刑務所、短期収容所から出所した少年を対象とした指導援護)、⑧パロールがある。

(1) 現 実

アフタケア制度は近年めざましい成長をとげているが、実務のうえでは問題点も多い。これらの実際上の問題があるために、釈放前に行う業務は、結局、当事者の欲求不満をつのらせ、時間浪費の一活動に堕してしまっている。また、アフタケアの目的は、依然として不明確なままである。受刑者の側でも、保護観察官の介入を歓迎しない場合がある。

多いようである。アフタケアは比較的新しい制度であるが、すでに保護観察官のルーチンの中に急速に吸収されてしまっている。

理念（①～⑧）を個別的にみてみよう。①のパーソナルなソーシャルワークは、釈放者の再社会化にとって事実上何の援助にもならない。むしろ、対象者が必要としているものは、物質的な援助なのである。しかし、施設から出てきた者に対する当局の施策は物質的な援助という点からみると冷淡である。当局の説明では、他の機関が物質的な援助を施すので、保護観察所はパーソナルなソーシャルワークに集中してよいと考えられているが、これは非現実的である。

②の社会復帰プロセスの継続という理念には次の二つのが含まれる。一つは釈放前の処遇が社会復帰プロセスに寄与するということであり、他はアフタケアが社会復帰プロセスにとり必須のものであるということである。しかし、この考えは支持できない。けだし、刑務所が社会復帰のための場所であるという前提そのものがいまや疑問である。さらにアフタケアをとりまく実際上の問題点は、プロベイション命令の場合とよく似たところがある。というよりも、むしろアフタケアの場面では、刑務所と切り離して運営することができず、それだけ状況は困難なのである。それゆえ、アフタケアが犯罪者の社会復帰に果す役割は控え目に考えるべきである。アフタケアの目的は、刑務所における訓練プログラムを社会内で一層推進するというよりも、拘禁中にうけたダメージを少しでもつぐなおうとするものである。しかし、現実に与える援助は不十分なものでしかない。

③の「一貫した援助」の概念は、現在、たしかに台頭しつつある。この概念の前提をなすのは、第一に刑務所の社会復帰プログラムを推進すること、第二に拘禁中の処遇と社会での処遇が継続・連結していることである。しかし、

この前提は二つとも現実には実現性に乏しい。この処遇思潮の実現にはもともと無理がある。けだし、膨大な受刑者の数を考えれば自明の事柄である。保護観察官も「一貫した援助」概念をみとめつつも、実際にはオリジナルな意味をはなれて使用している。すなわち、保護観察官にとって、「一貫した援助」は観察官が釈放後の手続をスムーズにすすめ、出所前に受刑者に接触するということを意味するにすぎない。このようにして現実には「一貫した援助」はすでに衰退した概念である。

(4)の家族への援助という点については、対象者をめぐる家庭問題が犯罪を引き起こしたとの理由に基づく。しかし、青少年犯罪者の親達はこのような理由づけを承認せず、保護観察官のファミリー・ワークを煙たがる傾向が強い。また、受刑者の妻も、そのほとんどは精神面での援助よりも物質的援助を求めているようである。また、受刑者とその妻との利害が一致しない場合があることも注意を要する。典型的なケースとしては離婚があるが、受刑者の中には保護観察官を自分の妻の素行を監視するために利用する者もときにはいる。理念の上では、対象者とその家族は利害が一致しているとの前提に立っているが、これは事実に反する。この利害対立の場合、両者の間でどのように利害調整するか、保護観察官の頭を悩ましているところである。

(5)のボランティアの参加は、社会が犯罪者の再社会化に関心をもつてることの表明であるとするのが公認の説明である。しかし、受刑者は出所すると、就職や住居について公私にわたる差別に直面し、不十分な釈放一時金に依存して生活しているのが現実である。このような現実こそが、社会の態度の真実の姿を映しているといえよう。また、ボランティアの参加が成功したとはいえない。専門のソーシャルワーカーもボランティアに複雑な感情を抱いている一方、受刑者もボランティアの動機に疑問をもつて、接触を拒否する者もいる。結局、現状では、ボランティアは社

会の「代表者」とは決していえない。M・ディヴィスがいうように、彼らは「ひとりよがりのソーシャルワーカー(would-be social workers)」などしは「自称社会的リーダー(self-perceived social leaders)」なのである。

⑥の任意的アフタケアにおいては、保護観察官の指導・援護をうけるか否かは刑務所からの満期釈放者本人の任意に委ねられているが、保護観察官はこのような拘束度の弱い対象者を取り扱うことにもともと慣れていない。实际上も、対象者に対する指導・援護は不十分なものにとどまっている。⑦の積極ライセンスは、実務上は「積極」の名に値しないものとみられている。けだし、ライセンス違反者に対する取り消しの処置が適切に行われていないばかりか、対象者に対する援護も不十分にしか行われていないからである。⑧のパロールについては、保護観察官が対象者を監視することが要請されているが、実際上、無理である。また、保護観察官の多くは、対象者の監視を強めることはソーシャルワークの放棄と考えている。

(三) 検討と帰結

アフタケアで述べたことは、多くの点でとくに施設駐在やプロベインション命令と共通するものがある。第一に刑務所が社会復帰機能をもちうるとの信念は事実に反する。第二にアフタケアが犯罪者個人の改善を目的としたパーソナルなソーシャルワークであるとの考えは、治療モデルに基づいたもので支持できない。第三にアフタケアの場面ではケアとコントロールが両立しうるとの前提も正しくない。結論を言えば、多くの保護観察官はアフタケアが社会復帰プロセスの一環であるという建て前の説明をうけいれることはできない。むしろ、拘禁に伴う弊害を除去するところにアフタケアの役割があると考えているのである。

しかし、現在、理念上の社会復帰アプローチが幅をきかせて、保護観察官と対象者との個人的な関係に遭遇の力点

が依然としてむけられており、刑務所出所者が実際に直面している問題に役立つリアリスティックなサービスは後方におしやられている。

(1) Ibid., pp. 52-71.

(2) 本概念に関する邦文文献として、須々木主一「中間処遇」森下忠・須々木主一(編)・刑事政策二二三頁、岩崎四郎「犯罪者処遇におけるニードに関する」罪と罰一六卷一号七一頁。近刊のものとして、土井政和「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究五一号一頁以下。

5 小 括

以上、保護観察の理念は達成されたかという観点から、H・ウォーカーとB・ビューモントの所説を要約した。そこでは、理念と現実との間には大きなギャップがあり、保護観察の理念は現実化していないことが論証されたように思われる。

すなわち、社会調査報告書(判決前調査)は裁判所による合理的な量刑の基礎をなすものと考えられてきたが、保護観察官が一つの報告書作成に費す時間はおよそ四時間半にすぎず客観的で科学的な判決前調査というのは一つの神话である。次に、プロベイション命令は伝統的なケースワーカー原理を基礎としているが、実際には、保護観察官と対象者との面接も、無目的なおしゃべりに終わっており、ケースワーカーを通じて対象者の態度変化を望むことなど不可能である。また施設駐在制度も、刑務所という特殊な環境の下では、そこでケースワーカーや福祉業務を遂行することは困難である。最後にアフタケアについても、刑務所出所者に対するペーソナルなソーシャルワークを行うといつても、さまざまな制約から精神的な援助にとどまっている。

H・ウォーカーとB・ビューモントが指摘した保護観察の現実は、保護観察官自らの実務体験と自己批判に基づいたもので、実態解明にとって示唆を含んでいるものと思われる。本書の内容を全面的に肯定できないにせよ、伝統的なケースワークの原理の貫徹が保護観察の現場でいかに困難であるかを示したことは意義があろう。

ここでいう伝統的なケースワーク原理とは、いわゆる「治療モデル（medical model）」に基づいたものであり、科学的な処遇原理の確立を目指すものを指す。また、これは、犯罪者処遇の観点からは、「社会復帰思想」とパラレルな関係にある。この原理の下では、①問題行動の要因は、対象者個人の病的傾向にあること、②治療の目標はこの個人の病的障害の除去に向けられること、③治療の方法は主としてワーカーのクライエントに対する面接によることの三点が強調される⁽¹⁾。

H・ウォーカーとB・ビューモントは、保護観察官の日常を示すことによって、こうした伝統的ケースワーク原理に基づく保護観察理念に疑問を投げかけたのである。これはいうまでもなく、刑事政策における治療モデル、社会復帰思想への疑問の提示でもあった。では、こうした従来の保護観察の指導思想原理に代わるべきものはあるのか。次章へ検討の場を移したい。

(1) 小松源助・山崎貴美子（編）・ケースワークの基礎知識（昭和五二年）四八頁参照。

四 保護観察改革への摸索

従来の保護観察の指導思想・原理に代替するものは何か。この点についての議論は、イギリスでも保護観察官のみならず他の一般のソーシャルワーカーも含めて大きな関心を集めている。しかし、現段階では、その議論の状況はい

わば混沌としたものであり、その帰趣については、なお明確な見通しをたてる」とはできないように思われる。

現在、イギリスで反響をよんでいる主な提案として二つのものがある。一つは、A・ボトムスとW・マックウィリアムズの「処遇否定のパラダイム」(Non-Treatment Paradigm)論であり、他はH・ウォーカーとB・ビューモントのマルクス主義的保護観察論である。

1 保護観察における「処遇否定のパラダイム」⁽¹⁾論

本論文は、一九七九年に、A・ボトムスとW・マックウィリアムズが British Journal of Social Work に寄稿したものである。A・ボトムスは執筆当時、シェフィールド大学犯罪学研究所所長であったが、一九八六年ケンブリッジ大学犯罪学研究所所長となり、現在、イギリスを代表する犯罪学者といつてよい。また、ボトムスは短期間ながら保護観察官としての経験も有する。W・マックウィリアムズは長い保護観察官としての長年の経験を有するが、同時にシェフィールド大学で講師として活躍している。

(1) 問題意識

A・ボトムスらは、まず治療モデルに基づいた保護観察に二つの理由から反対する。一つはそれが理論的に誤っているからである。他の理由はこのモデルが処遇する者の傲慢さをうみだすからである。それゆえ、A・ボトムスらによれば、今後は治療モデルに基づかない「処遇否定のパラダイム」が保護観察実務において構築されるべきであるとして、次のようにいう。治療モデルも今や死に瀕しつつあるが、このような状況は保護観察の伝統的な基本価値を再び出現させる契機にもなる。現代において、保護観察について提起される問題点としては、①裁判所の科刑処分とソ

ーシャルワーク実務との関係、②「処遇」と「援助」との区別、③コミュニケーション拡大の重要性、④非拘禁処遇の再犯防止効果、⑤「治療モデル」崩壊後の人間にに対する希望と尊敬の再主張などである。これらの問題点については、これまで多くの文献が出されているが、いずれも不十分なものであった。

A・ボトムスらは保護観察における新しいパラダイムを構想する際の基本的視点として、次の三点をあげている。第一に理論的にしつかりしたものが必要である。第二に保護観察の伝統的な目的・価値を新しい刑罰および社会のコンテクストの中で生かさなければならない。第三に現実的なものでなければならぬ。例えば、保護観察所の構成や人的・物的資源の限界も考慮に入れて議論すべきである。

彼らは、「処遇否定のパラダイム」の下で追求されるべき基本的な目的として、①適切な援助の供与、②犯罪者の監督、③拘禁刑判決の回避、④犯罪の減少の四つをあげる。以下、項をあらためて、内容を要約的に紹介する。

(二) 提案の内容

(a) 適切な援助の供与

保護観察の実務では対象者に対し「助言を与え、援助し、補導すること」が公的な目的とされているが、初期の段階では前二者が中心的なものと考えられていた。ところが、伝統的なケース・ワーク論の出現に伴い「友交関係を保つこと」が重視される結果となつた。すなわち、専門的なケースワーク関係のなかで、観察官が対象者に対し、あたたかみのある真摯な関心をもつことが、対象者の成長と変化の可能性を拡大することであると信じられていた。しかしながら、このような公的な目的における重点の移行があつたにもかかわらず、対象者自身からみれば事態はあまり変化したとはいえない。けだし、対象者は、精神的な援助よりは、むしろ物質的な援助によつて実際的な問題を解

決することを望んでいるからである。このような現実をふまえると、対象者に対する「適切な援助」を考える際、次の二つの点が確認されなければならない。

第一に保護観察官は、対象者に対して、いわゆる「客観的な態度」をやめることである。従来、ケースワーク論の影響をうけて、観察官が対象者に接する際、態度の客観性が要求されてきたが、これでは観察官と対象者との間に相互に真の人間関係は形成されない。客観性が強調されたのは、ケースワーク論の基礎にある因果的な「意思決定論」によるところが大きい。しかし、このような決定論に基づくかぎり、対象者の主体性は生まれてこず、十分な処遇効果が期待できないであろう。

第二に援助の内容を対象者の立場・視点から再検討すべきである。従来は、対象者に対する援助といつても人格や行動の変容や治療を目指したものであり、ワーカーによる一方的な「診断」と「決定」に基づいていた。しかし、今後は、対象者のニーズに基づいた無条件の援助があくまで推進されるべきである。そして、援助の有無・内容は観察官ではなく対象者自身が決定すべきである。以上のような形で対象者に対する援助を構想した方が、これまでの治療中心のモデルよりも、再犯防止に益する面が多いであろう。

(b) 犯罪者の監督

一九〇七年犯罪者プロベインジョン法の下では、裁判所は、対象者に対する監督の程度（とくに対象者の観察官に対する報告回数）を決定することができたが、一九四八年刑事裁判法では保護観察官がこれを肩代りすることになり、観察官が対象者の報告回数を決めることになった。これも、ケースワーク論の台頭にともない、保護観察官の専門的な診断・処遇に大きな信頼が寄せられた結果による。

しかしながら、対象者の側からみれば、こうした報告義務は一種の苦痛であり、処罰の要素を含んでいる。実際上、この報告義務は強制のための道具として用いられてきたことは否定できない。無論、保護観察官は「法執行機関」の一部であり、「強制」の要素をもつてもかまわない。しかし、対象者に対する監督と援助を互いに矛盾させるべきでない。ではどのように考えるべきか。

対象者を監督する際、考えておくべき」とは、対象者に対する一方的な「強制」(coercion)と「拘束しつつ選択の自由を与えること」(choice under constraint)を区別することである。従来の保護観察実務における対象者監督は前者に近い。対象者の同意があるといつてもファイクションにすぎなかつたのである。われわれのモデルでは、一定のプレッシャーはあるものの対象者の選択が最大限に許容される。遵守事項についても、ソーシャルワーク援助についても拒絶されることはみとめられるし、一旦同意した後でも、事後に拒絶することができる。そして、報告義務についても、その回数は裁判所が決定するという一九〇七年法のモデルに返るべきであろう。けだし、ソーシャルワークは強制の道具となるべきでないからである。

(c) 拘禁刑判決の回避

拘禁刑ができるだけ回避すべきであるという命題は、最近では内務省の基本方針であるが、実現するには至っていない。現在、いかなる基準で拘禁刑判決と非拘禁判決が言い渡されているかを、犯罪の重大性と社会的ニードを基軸としてみたのが表1である。犯罪の重い場合には拘禁刑、軽い場合には非拘禁刑という原則がほぼ確立されているが、問題な

			犯罪の重大性		
			低い	中間	高い
犯会 罪的 者 の 社 会 的 ニ ー ド	高い	非拘禁	非拘禁(?)	拘 禁	禁 禁
	中間	非拘禁	?	拘	禁
	低い	非拘禁	拘 禁(?)	拘	禁

表 1

のは中間の領域である。ここでは、拘禁か非拘禁かの決定的因素の一つは犯罪の社会的ニードであることが注目される。それゆえ、保護観察官が裁判所に提示する社会調査報告書のなかで、どのように犯罪者の社会的ニードを描くかによって拘禁刑か否かの岐れ道になることも多いといえよう。

今後、拘禁刑判決を実質的に減少させる方策としては、次の三つが考えられる。第一に保護観察官は、勧告する際、処遇概念を捨てることがある。けだし、観察官が処遇に力点をおくと、拘禁判決につながるケースが多いからである。第二に保護観察官は拘禁判決はもちろん、執行猶予についても勧告すべきではない。なぜならば執行猶予は非拘禁化の期待を担って登場したが、実際には再犯によって取り消され、拘禁されるケースが多く、両刃の剣の要素をもつているからである。第三に保護観察官は現在の人的・物的資源の範囲内で拘禁刑の代替手段を考慮し、適当なケースにおいて適切な勧告をすべきである。すなわち、財政危機が非拘禁化の発展の妨げになるとの見方もあるが、これは絶対視すべきでない。

現在の実務は、右に述べたモデルとはかなり隔りがある。それゆえ、実務の上でラディカルな再構成が必要である。この観点から、とくに重要なと思われるのは社会調査報告書である。従来の社会調査報告書は、治療モデルに基づいたものであるが、今日ではこれを支持することはできない。

第一に社会調査報告書の目的が再検討されるべきである。これまで、社会調査報告書には、裁判官が効果的な量刑実務を行なうことをたすける機能が期待されてきたが、実際上、これを証明する事実はない。むしろ、目的は次の三点に求めるべきである。①裁判所に適切な資料を提示すること。②犯罪者を援助すること。③拘禁刑回避のための適切なダイバージョン戦略を発展させること。

第二に社会調査報告書で使用されている用語が再考されるべきである。従来、治療モデルの下で専門的かつ客観的な用語が一般に奨励されてきたが、これでは生きた人間（犯罪者）をいきいきと描くことはできない。今後はあまり専門的かつ客観的な用語の使用に固執すべきではない。

第三に保護観察官は報告書のなかで非拘禁化のための勧告を続けていく必要がある。その際、重要なことは観察官の勧告について対象者の同意をえることである。この同意は形骸化するものであつてはならない。

（d）犯罪の減少

犯罪はすぐれて社会的なものである。それゆえ、重大な犯罪を減少させるための戦略は現実の社会に基礎をおいたものでなければならない。この点からいえば、治療モデルに基づく戦略は、犯罪者個人に基礎をおいたものであり、犯罪予防にとって不適当である。犯罪予防を考える場合には、コミュニティーとの協力が必須である。治療モデルに基づいたコミュニティー・ワークも考えうるが、これまでのところ効果は実証されていないし、何よりもそれは犯罪者のニーズにこたえたものではなかった。

では、保護観察の分野で、コミュニティーを基礎にしていかなる犯罪減少の戦略が構想されうるか。第一に犯罪減少の戦略はミクロ的構造の改善をめざすことが必要である。すなわち、戦略は、各地方の状況に根ざしたものであり地域住民が何らかのかたちでそれに関与し影響を与えるものであるべきである。その具体的な領域としては、例えば学校、住居および就職を指す。第二には犯罪減少の戦略は、社会的な結合をめざした改善でなければならぬ。これはかたい絆で結ばれた社会は、犯罪を減少させるという前提に立つものである。こうした改善が成果を収めるためには、二つの条件が必要である。一つは改善の実施にあたって重要な権限が地域の住民に与えられていること。他は

保護観察官の役割はいわゆる「触媒」(catalyst)としてのそれに限定される、¹¹。

以上のような戦略を保護観察の分野で実施するにあたっては、実際上、多くの困難を伴う」とは認めざるをえない。何よりも保護観察のスタッフによる方針の再確認およびスタッフの再研修が必要となる。また戦略を実施して犯罪減少の面で成功を収めるとの保証も全くなし。しかし、もし保護観察の現場が、犯罪減少という目的を真剣に考へるならば、とりあえず何かを試みることからはじめなければならない。たとえ犯罪が減少しなかつたとしても、「援助モデル」をコミュニティーの基礎に拡大したことは、コミュニティーが地域住民の望む方法で発展することを可能にするであらう。また、これは、対象者をうみだした社会の現実を保護観察官に明瞭に理解させねばならない。

(→) A. E. Bottoms and W. McWilliams, A Non-Treatment Paradigm for Probation Practice, British Journal of Social Work, 1979, vol. 19, no. 1, pp. 159-196.

2 マルクス主義的保護観察論⁽¹⁾

本提案は、前述したH・ウォーカーとB・ルーモントによるものである。彼らは、ハンド自らのマルクス主義者としてのイデオロギー的立場を前面に出し、保護観察改革の議論に一石を投じた。以下、本論文の要約である。

(1) 保護観察とは何か——マルクス主義的分析

まず、マルクス主義的立場から保護観察をどう捉えるか。ハンドでは、保護観察機関に焦点をあてて分析する。第一に保護観察機関は「国家機関の一部」である。そして、保護観察機関は、他の国家機関と同様に資本主義を擁護す

るために存在する。しかし、資本家階級の利益擁護を前面におしだす形で運用されるわけではない。一応、「法の普遍性」が主張される。そこでは一定程度の独立性が外観の上では保証されているし、専門性も期待されている。また、保護観察機関の内部にはヒエラルキーはもちろん官僚主義も胚胎している。さらに保護観察は「強制と同意」のコンピネーションによって社会におけるコンセンサスをえるための体裁をととのえている。

第二に保護観察機関は、「国家の司法制度の一翼」を担う。すなわち、保護観察機関は「資本主義的な財産関係と行動準則」を維持し、推進するものである。また、その際、科学的な客觀性が強調されるが、究極の目的は、保護観察が資本主義の発展のためのイデオロジカルな役割を果すことにある。犯罪者は資本主義の敵対者であり、保護観察の目的はその敵対者を資本主義の下で従順な市民につくりかえることである。

第三に保護観察機関は司法制度の枠内で、次のような役割を果す。①国家機関としては、「福祉部門」の中で活動する。②犯罪者に社会に対する義務と協力を求めつつ改善する。③資本主義的な社会関係を再生産する（その際、遵法精神、勤勉な生活、権威への服従、余暇時間の建設的な利用、性差別の維持を奨励する）。④物理的な強制力を背景として、ソーシャルワークのさまざまな方法を用いて犯罪者を個別化し、社会に統合させる。⑤現在の社会が多くの人々のコンセンサスに基づき、人道的で援助的な組織に基いているとのイメージを推進する。

(二) 社会主義者のためのガイドライン——保護観察実務への対応

社会主義者として保護観察官は日常の実務においていかに行動すべきか。ここでは、個人、保護観察所および組合の三つの行動領域に分けて、社会主義者としての行動準則を提示する。

(a) 個人としての実践

われわれは、いわゆる「ラディカルな手法」を探究することを拒絶する。その代わりに、社会主義者としての信念が日常の仕事のすみずみにまで貫徹されなければならない。すなわち対象者へのアプローチ、対象者をとりまく問題の理解、問題解決への姿勢および仕事へのとりくみ方法などに、社会主義者のペースペクティブが貫徹されるべきである。日常的な個人の実践のなかで、社会主義者としての保護観察官はいかに行動すべきか。行動準則として次の六点をあげたい。

① **Defensive Work**　これは対象者を資本主義国家（とくに刑事司法制度）の弊害から守ることを意味する。われわれも、ある程度、犯罪者の自由についての決定に影響を及ぼすことが可能である。たとえば、社会調査報告書、家庭環境およびパロール報告書によって拘禁刑の回避をめざすことができる。このほか、保護観察官は取り消し手続の使用を最小限にとどめ、特別な遵守事項の付加に反対すべきである。

② **Helping**　これは精神的のみならず物質的ニードに応じた対象者への援助を発展させることを意味する。刑事司法制度および社会制度は、労働者階級にとり厳しく、抑圧的なものである。それゆえ、観察官は、物質的・精神的ニードをもつ対象者に接触することになる。基本的には、観察官が一方的に対象者に治療を施すというよりも、ボトムスやマックウイリアムズがいうように、対象者自身が求める援助を無条件に与えるべきである。しかし、現実は、観察官が常に対象者の要求にこたえられるとは限らないことも忘れてはならない。それゆえ、観察官は対象者にいい加減な口約束をすべきでない。いずれにしても、従来はともすれば精神的な援助にのみ重点がおかれてきた傾向があるが、対象者自身はそれを求めていない場合が多い。金銭的援助については、賛否の議論があるが、可能な限り

みとめてよいし、そのほかの実際的な社会的援助も推進すべきである。たとえば、住宅、保健、社会保障、ガスおよび電気などにのこじのトラブルや問題のある対象者には、積極的な支援、指導や助言をすべきである。

(3) Educational Work りれば保護観察官が対象者を教育する」とを意味する。観察官は、将来、応用ができるような知識や援助を対象者に授ける必要がある。ソーシャルワークでは、ワーカーから対象者が学習するという一方的なプロセスが考えらのがちであるが、われわれは、対象者からも学ぶ必要がある。なぜなら、対象者は社会保障、警察や刑務所から直接的な体験をえており、それに基づく知識を多くもっているからである。

(4) Developing Useful Services りれば対象者に役立つサービスを開発することを意味する。われわれの行動に関する重要な基準は対象者にとって有用かどうかである。それゆえ、われわれは対象者のニーズに応じたサービスを開発、実施していかねばならない。現在、宿泊施設の供与、身よりのない対象者のための社交クラブおよび遠隔地にある刑務所への訪問者のためのバス・サービスなどがある。このほか、近年、新しい方法やプロジェクトが提起されているが、現段階ではいずれもわれわれの求めているものには合致しない。しかし、それらも、その有用性を増やしつゝ、「矯正主義」的な意図を減じながら修正することが必要である。

(5) Community Involvement りれば処遇の地盤をコミュニティーに求めこれを活用する」とを意味する。コミュニティー・ワークに関する批判はラディカル・ソーシャルワークの文献にみられるが、これは保護観察の現場にはほとんどあてはまらない。保護観察の領域では、コミュニティー活用は未開拓の領域に属する。コミュニティー活用はいくつかの問題や困難を伴うが、現在の実務を進歩させる重要な源動力となると思われる。コミュニティーとうまく結合し、地方の状況を知ることは対象者の援助にとっても有効である。さらに、コミュニティーの連携をはかる

」とは、国家内部で闘争をするわれわれの能力を拡大し、刑事司法問題を労働者階級の運動にとりこむ「」にもつながりうる。

(6) Campaigning Action 「」これはキャンペーン活動を推進することを意味する。われわれの対象者に対する援助は、いわば「一時的な修復」にすぎないことが多く、問題の根源にせまることができない。そこでわれわれはキャンペーン活動を通して、社会問題にアタックしてゆく必要があるのである。そのためには、キャンペーン技術（記述法、パンフレット作成技術、話術およびメディアの利用法）を磨き、世論を喚起する新しい方法を探究する必要がある。

(b) 保護観察所における実践

まず、社会主義者としてのわれわれが保護観察所と完全に調和した状態というのは想像できない。両者間の争いは、保護観察所が資本主義国家を擁護する機能を果そうとするがぎり生じる。保護観察機関のもつヒエラルキー的および官僚的な構造は、抑圧的・制限的でしかもしばしば妨害的である。保護観察所内で社会主義者としての行動をおこす可能性について一般化することは困難である。しかし、次のことは強調しておきたい。一方で社会主義者としての思想を宣伝し、同僚と議論したり、さらに管理者側に抗議することと、他方で保護観察所で快適に仕事して、良好な人間関係を保ち、生き残っていくこととの間に、適切なバランスを保っていく必要がある。保護観察所のなかで、社会主義者としての保護観察官はいかに行動すべきか。行動準則として次の五点を掲げたい。

① Survival これは保護観察所内で自らの地位・立場を守り、生き残ることを意味する。すなわち、保護観察官は自分自身をとりまく状況のなかで自分の能力を冷静に評価し、リスクをもはかりながら、いかなる行動が適切か

を決定すべきである。例えば、修習生や下級の観察官であれば、指導教官や上級の観察官からのしめつけもあろうし、上級の観察官であれば、懲罰や解雇の可能性すら意識して行動すべきである。また、自らの主張に固執して、ことさらに管理者側からの不必要な非難をうけることのないように留意すべきである。また、仕事のうえで他のスタッフと意見がくいちがつた場合には、注意深く行動すべきである。無意味に争ったり、果せない約束をしたりすることは、自分自身のためにならないことを知るべきである。それゆえ、リアリスティックな制限を自らの行動に課すべきである。やがて、場合によつては、共通の問題意識をもつ同僚に協力や連携を求めることが必要であることを忘れてはならぬ。

(2) **Defensive and Oppositional Work** これは保護観察所内でも、対象者を保護することにつとめ、対象者を抑圧する施策に反対することを意味する。保護観察所内でも観察官にさまざま圧力や制限が加えられる。しかし、観察官はこれに抵抗し、対象者を擁護する立場にまわるべきである。また、保護観察官は保護観察所内の動きを常に監視し、抑圧的な施策が採用される時には反対の意見を表明しなければならない。

(3) **Developing Useful Service** これは保護観察所内で対象者に対する援助を拡大させてゆくことを意味する。前述したように、対象者に対する援助は観察官の個人レベルでも可能であるが、原則としては保護観察所の段階で発展させてゆかなければならぬ。すなわち、保護観察所は対象者にとり有用なサービスを与えるべく、人的・物的資源を開発できる場なのである。

(4) **Educational Work** これは保護観察所内で社会主義思想の教育・宣伝に努めるのを意味する。保護観察所内では、伝統的な考えに挑戦し、社会主義思想を提起できる多くの機会がある。われわれは、そのような機会を利用

用し、同僚や修習生に対しあるべき実務の姿を広めていくべきである。たとえば、日常の会議や私的な集まりも利用すべきである。また、観察所内で行われる教育にも積極的に参加し、進歩的な書物や講演者などを要請していくべきである。

⑤ Collective Work これはスタッフが一体となって協力的にしかも共同して仕事に従事することを意味する。スタッフが共同作業をすすめると、対象者のもつ問題性が一層鮮明となることがあるし、共通の解決策を模索することができる。またスタッフ全体が互いに協力的に仕事をすすめると、さまざま問題が互いに共通するものであることが判明するし、さらには、共通の理解を深め、仕事への積極性が喚起されることになる。

(c) 組合における実践

社会主義者にとって、組合は闘争のための重要なアリーナである。保護観察官の組合としてはN A P O（全国保護観察官協会）があり、かなりの数の観察官が加入している。N A P Oは、従来、組織としては弱く、保守的で体制的な専門家集団にすぎなかつた。しかしN A P Oは、最近では、行動的で代表的かつ進歩的な労働組合に発展しつつある。もちろん、N A P Oは資本主義構造にくみこまれており、国家から独立した自治をかちとつてゐるわけではないし、中小組合としての悲哀もある。しかし、N A P Oは、社会主義者としての行動をおこす組織として多くの可能性を秘めていることも事実である。組合の中で社会主義者としての保護観察官がいかに行動すべきか。行動準則として、次の五点を掲げたい。

① Oppostional Work これは組合のなかで対象者を抑圧する施策に反対することを意味する。組合は、体制側の提案に対抗する政策を作り遂行するためのアリーナである。保護観察官の仕事のうち抑圧的な部分にダイレクト

に反対の意志を表明であるのは、組合を通じてはじめて可能となる。組合の中で保護観察官は、刑事司法制度を批判し、変革を求める」とがである。されば、組合は刑事司法制度以外の国家の諸制度にも批判である立場にある。

② Exposing Work これは資本主義国家の仮面を剥ぎ、眞実を暴露することを意味する。組合の中では国家の諸側面に注意を向ける方針を貫いてゆくべきである。ソциアル国家の諸側面とは、国家強制力の基盤（たとえば、刑務所）、刑罰制度の厳格性、法の虚像および「正義」や「権利」の背後にある根本的な不平等などである。

③ Promoting Progressive Practice これは組合内でも進歩的な実践活動に努力することを意味する。組合は、そのような実践活動を発展、推進および拡大する機会を地方、国家レベルの別なく提供するものである。残念ながらN A P O サーのような機能をまだ不十分にしかもちあわせていない。しかし、組合が保護観察官の経験を集め、それらをさらにキャンペーンに利用するシステムを作りあげる」とはできると思われる。N A P O の発刊しているProbation Journal は進歩的な実務を広める可能性をかなりもつところ。

④ Educational Work これは組合の中でも社会主義思想の教育・宣伝に努める」とを意味する。組合は、思想の教育・宣伝に最適の機会を提供する。組合のなかでもおもまな施策を議論する際には、社会主義思想を紹介する機会がある。他の保護観察官に影響を与える手段としては、政策の提案、会合での議論の参加、委員会への参加および出版などがある。

⑤ Connecting with Other Struggles これは他の活動組織との連携をはかる」とを意味する。保護観察官は労働組合を通じて他の労働者や他の組織との連携をはかる」とがである。これらの連携によって、保護観察官は刑事司法問題に立ちあらわ、社会正義、福祉の分配、貧困の根絶および福祉サービスの供与をめぐる幅広く根

源的な戦いと関係し、それに寄与する力がある。しかし、この点についてはNAPOは労働組合としてはなかなか初歩的な発展段階にとどまっている。

(一) H. Walker and B. Beaumont, Probation Work—Critical Theory and Socialist Practice, 1981, pp. 110-196.

3 小 括

二つの提案は、保護観察の現状を開拓すべく示されたが、その立場・アプローチは根本的に異なる。「処遇否定のパラダイム」論は伝統的な犯罪学の側から「社会復帰思想」にて代る保護観察処遇の指導理念を求めてその骨格を描いたものである。そこでは、モデル論としてはいわゆる「正義モデル」ないしは「生活援助モデル」に近いニュアンスが感じられる。また、マルクス主義的保護観察論は、従来のラディカルな立場にはあきたらず、マルクス主義者としての青写真を提示したものである。

まず、「処遇否定のパラダイム」論に対しては、保護観察官やソーシャルワーカーの間でかなりの反響があった。好意的な評価も多く、現在採用できる政策のなかで最も現実主義的であるとか、観察官はもともとのパラダイムに基づいて仕事をしてきたとの意見が出された。しかし、手厳しい批判も多く出されている。ベリスは「処遇の代りに援助を」というが、処遇ができない体制・社会構造の下では援助も無理であるとした。⁽¹⁾ またショウも「ヨミュニティー・ワークに基づく犯罪予防」の提案に対し、概念として曖昧で、しかもその効果は疑問であるとし、「社会復帰神話」が「犯罪予防神話」にて代わるだけではないかと批判した。⁽²⁾ このような批判はあるものの、賛同者は増しており、内務省の政策当局者も好意をもつているといわれる。しかし、逆に、「ヨミュニティー・ワークに基づく犯罪

予防」を強調する本提案が、犯罪者に対する厳しい処罰を求める「法と秩序」キャンペーンの中にくみにされる可能性があることは否定できないと思われる。

次にマルクス主義的保護観察論に対しても、「処遇否定のパラダイム」論に比べると今のところ反響は小さく。マルクス主義思想研究が長い歴史をもつイギリスにおいては、「マルクス主義」と冠しても新鮮感に乏しい」とから、インペクトはそれほど強くないと思われる。また、本提案の内容は、具体的な政策を提示したところよりは社会主義者としての保護観察官の行動方針を示したもので、保護観察自体については、基本的な枠組みなしでは考え方を示したものではない。総体的評価は今後に残されたらみなぐあであるう。イギリスでも「本書はスタートである」て、答えではない」との見方が一般的に肯定されていぬようである。それゆえ、バグショウがいうように、本提案の今後の課題として、具体的なケースの蓄積をして、実際的な政策を打ち出すことが必要である。⁽³⁾

- (一) R. J. Harris, A Changing Service: The Case for Separation 'Care' and 'Control' in Probation Practice, British Journal of Social Work, 1980, vol. 10, p. 177.
- (二) S. Shaw, Crime Prevention and the Future of the Probation Service, Probation Journal, 1983, vol. 30, no. 4, pp. 127-129.
- (三) P. Bagshaw, Review: 'Probation Work: Critical Theory and Socialist Practice', Probation Journal, 1981, vol. 28, no. 3, p. 76.

五 保護観察の現実と現代的課題

（注）本稿ではイギリスにおける保護観察の現実をフューリーしたが、改革の方向を探してゐた。最後に、以

下には、伝統的ケースワーク論の退潮傾向とそれに伴う保護観察批判の展開を総括し、さらに保護観察の最近の動向をふまえて今後の課題を考えてみたい。

1 伝統的ケースワーク論の退潮

保護観察批判の展開を総括する前に、従来の保護観察の基礎を支えた伝統的なケースワーク論が退潮傾向にある状況をみておきたい。

伝統的ケースワーク論（＝治療モデル）批判の思潮は、一九六〇年代にアメリカ合衆国で顕著にあらわれたといわれる。一九六八年に公刊されたパールマンの「ケースワークは死んだ（Casework is Dead）⁽²⁾」と題する論文は――究極的にはケースワークの再生を目指しているものであるが――当時のケースワークをとりまく厳しい問題状況を伝えたものとして著名である。刑事政策のうえで、治療モデル批判の台頭は、従来、刑務所における処遇を中心として論じられた感があるが、実際には保護観察、さらにはケースワークについても同様の批判傾向がみられたことは注意を要する。

治療モデルに依拠した伝統的ケースワークに対する批判点は次の二点に要約できよう⁽³⁾。第一にクライエント個人の病的障害にのみ視野を限定しており、個人をとりまく環境や障害を生みだしている社会的な制度の欠陥に目を向けていない。第二にワーカーによるクライエントに対する面接だけでは、治療目的が達成できない。アメリカ合衆国でのような批判論が出てきた理由としては、「①アメリカ社会の激動、②隣接分野の研究の進歩、③ケースワーク自体の役割と実践の進歩」があげられている。⁽⁴⁾また、ケースワークをめぐる最近の動向としては、治療モデルから「生活

モデル」へ移行しつつあるとの指摘もなされている。⁽⁵⁾ この生活モデルとは短期志向クライシス（危機）理論、課題中心ケースワーク、家族中心ケースワーク、行動療法などさまざまなアプローチを総称したものである。

従来、アメリカ合衆国におけるケースワークをめぐる展開は、イギリスにおけるケースワークに関する理論の形成および方法・技術の進展に大きな影響を与えてきたといわれる。しかし、アメリカ合衆国における伝統的ケースワーカ論批判の台頭は、イギリスの状況にただちに直接的なインパクトをもったわけではない。少くとも一九六〇年代まではイギリスにおける伝統的ケースワークに対する批判はそれほど顕著なものではなかった。イギリスにおいて、一九六〇年代にケースワーク批判が目立たなかつた点については、いくつかの理由が考えられる。⁽⁶⁾ おそらく、最も大きな理由は、イギリスでは社会福祉政策の実施が相当程度進んでいたことがあげられよう。さらに、ケースワーカーが質・量の両面において充実しており、クライエントの要求をかなりみたしているとの認識が一般化していたようである。

しかし、一九六〇年代終盤から一九七〇年代にかけて、イギリスにおいても伝統的ケースワークに対する批判は顕在化し、近年もそのような傾向は強まりつつある。このような批判がでてきた背景としては、次の三点を指摘できよう。⁽⁷⁾ 第一に福祉国家的な経済・社会基盤が崩れはじめ、クライエント側のフラストレーションが高まつたこと。第二に当時における社会思潮の面で、伝統的な価値やコンセンサスに対する懷疑が強まつたこと。第三に「反精神医学」や「ラディカルな社会学」が台頭したこと。

また、このほか、ケースワーカー自身の間にも、伝統的なケースワーク原理に対し日常活動において強い疑問を持ち、自己批判を行うグループが出現したことも注目しておきたい。彼らはいう。ケースワーカーは単なる社会統制の

一機関になりさがっているのではないか。あるいは、「ソーシャルワークは対象者に対する人道的な保護・援助である」とする前提そのものが誤りではないか。なかでも、一九七〇年に創設された「ケース・コン (Case Con)」グループ⁽⁸⁾は、伝統的なケースワークのみならずソーシャルワークそれ自体に対して疑問をもつラディカルなソーシャルワーク一派の集まりであるが、その影響は大きなものがあつたといわれる。

ケース・コンのマニフェストによれば、ソーシャルワーカー達は、日常、「ソーシャルワークが援助すべき人々の真のニーズに応えることのできない現実」を目の人あたりにしていると指摘し、ケース・コンはソーシャルワーカーの組織として直面している矛盾に対応してゆくと宣言している。⁽⁹⁾彼らは、「ソーシャルワーカーのための革命的雑誌」と銘打った雑誌 Case Con を発刊させるとともに、ソーシャルワークに関する広範囲なテーマについて批判的な論陣を張った。当初、ケース・コンはリベラルな立場からの参加者も多く含んでいたが、年を追うごとに組織としてはマルクス主義的な色彩を帯びたといわれ、ソーシャルワークが国家統制の道具として使用されているとする批判的視点を前面におしだした。

- (1) 保護観察ケースワークに関する邦文文献として、栗原一夫・保護観察におけるケースワークについて（昭和三一年）、清水義憲・保護観察ケースワークに関する研究（昭和五〇年）、前澤雅男・保護観察処遇の基礎的技法論「上・下」（昭和五八年）。最近の動向を伝えるものとして、蜷原正敏「保護観察とケースワーク」法務省保護局観察課（編）・保護観察のための処遇技法（昭和五八年）一頁以下、白澤政和「ケースワーク処遇測定に関する一研究—ケースワーク批判の克服を求めて」更生保護と犯罪予防六九号一頁以下。
- (2) ヘレン・H・パールマン（仲村優一・横山薰訳）「ケースワークは死んだ」社会福祉研究八号八四頁以下。
- (3) 小松源助・山崎美貴子（編）・ケースワークの基礎知識（昭和五二年）八六頁参照。
- (4) 仲村優一（編）・ケースワーク教室（昭和五五年）二三頁。

- (5) 仲村優一 (編)・前掲書116頁以下。
- (6) 仲村優一 (編)・前掲書11回頁参照。
- (7) H. Walker and B. Beaumont, Probation Work—Critical Theory and Socialist Practice, 1981, pp. 89.
- (8) 「ケース・ロハ」 ダハーパにいわ H. Walker and B. Beaumont, op. cit., pp. 90.
- (9) ケース・ロハのマニアズムを掲載すロハ P. Bailey and M. Brake, Radical Social Work, 1975, pp. 144.

2 保護観察批判の展開

従来、イギリスでは、保護観察は伝統的ケースワークの一環であるとの見方が定式化していた。したがって、伝統的ケースワーク論の後退は一九七〇年なかば以降、保護観察分野にも大きな影響を与えたにはおかなかつた。⁽¹⁾ 伝統的ケースワークの一環としての保護観察に対する批判の具体的な展開はすでに第三章でみたが、リハでは、次の五点に整理しておきたい。⁽²⁾

第一に保護観察とケースワークとは本来的に矛盾する。すなわち、保護観察は国家の刑事政策の枠内で犯罪防止をねらうものであるのに対し、ケースワークはあくまでクライエント個人の改善・福祉を目的としたものである。それゆえ、ケース・ワーカーが犯罪者処遇の専門家として活動するにふさだめないはずである。また、ケースワークはクライエント個人の病理に治療の焦点をおいていた。しかし、とくに保護観察の対象となる犯罪者の場合にはむしろ環境面にも大きな問題をもつて居ることが多い。したがって、保護観察官がケースワーカーの職務に忠実であるうとするとい、犯罪者をめぐる問題解決から遠のくという結果になる。

第二に保護観察官がケースワーク原理を実践しようとしている、実現するための具体的な方法が曖昧で不明なままで

ある。これは従来のケースワーク文献が、ケースワークの現実を示したのではなく、おもぐる理想像を抽象的に描いたものにすぎないことに起因する。ケースワークの原理としては、次の七つがこれまでおさげられてきた。①クライシントの特性に応じた個別化 (individualization)、②クライシントの感情表現の許可 (allowing expression of feelings)、③ケースワーカーによる統制された情緒的関与 (controlled emotional involvement)、④受容 (acceptance)、⑤非審判的態度 (non-judgemental attitudes)、⑥クライシントの自己決定 (client self-determination)、⑦秘密保持 (confidentiality)。これら七つの原理を犯罪者処遇のうえで実現するのは困難であるし、単なる努力目標に終わらざるをえない。

第三に保護観察は対象者のニーズにいたえておらず、対象者が直面している経済的および社会的問題の解決に役立っていない。これは、従来のケースワーク理論が対象者個人の改善・福祉に重点をおき、対象者をとりまく社会・経済状況に無関心であったことによるところが大きい。それゆえ、ケースワーク技術の面でも、いきおいカウンセリングを通しての精神的な援助にかたよりがちで、家庭、就職および住宅の問題などについての物質的援助が軽視されてきた。さらに、この点については伝統的なケースワーク理論・技術は、いわゆる中流階級を中心とする対象としており、「労働者階級のニーズ、生活およびボキャブラリー」にものとしないとの指摘もある。

第四に保護観察の運用には正義の観点からみて問題が多い。保護観察はケースワーク原理に基づいている建前をとりながらも刑事制裁として国家機関の関与を認めるものであり、対象者は種々のハンディキャップを負わざるを得ない。またケースワーカーとしての保護観察官にはかなり大きな裁量を認められているところから、観察官の恣意によって保護観察が運用される危険性もある。さらにこれまでケースワークでは、伝統的な家族の価値や旧来の女性の役

割が強調され、女性差別に通じやすい要素をもつていたが、保護観察の分野でもこのような側面は否定しがたい。

第五に保護観察は喧伝されてきた効果が未だ明らかになっていない。保護観察に関する重要なリサーチとしてはこれまでのところ次の二つのものがある。⁽³⁾

まず、M・デーヴィスによる二つの研究がある。まず、「社会環境における保護観察対象者」（一九六九年）では「性格および環境の両面で重大な問題をもつ者は保護観察官と良好な関係を保つことはできない」との帰結をえた。この帰結は、逆にいえば、保護観察は問題のない者、すなわち援助を必要としていない者に対して何とか所期の機能を果しうるということであり、しばしばみられる「ソーシャルワーク上のパラドックス」と評された。次に、『環境におけるソーシャル・ワーク』⁽⁶⁾（一九七五年）では、「保護観察官によるケースワークが対象者の環境の改善および再犯率減少に積極的な意味をもつていらない」との結論が示された。

もう一つのリサーチは、内務省リサーチ班のIMPACT (Intensive Matched Probation and After-care Treatment) である。本研究（第一部＝一九七四年⁽⁷⁾、第二部＝一九七六年⁽⁸⁾）では比較的危険性の高い犯罪者に対する集中的な保護観察処遇の効果がテストされた。ここでは「一年以内の再犯率については実験群と統制群との間で何ら有意差はみられず、それゆえ集中的処遇を一般に応用することを支持する証拠は生みだされなかつた」。

以上、五点をあげたが、このような保護観察批判論の台頭は保護観察官の間に波紋を描くとともに、保護観察の役割・機能をリアリスティックに洗い直し、保護観察の実態を明らかにしようとする作業を促した。三章で紹介したH・ウォーカーとB・ビューモントの著作は、このような状況のなかで公刊された最初のモノグラフィーであった。そこでは保護観察の現実を明らかにするとともに、保護観察官が直面しているジレンマを鮮明に印象づけた。H・ウ

オーカー元氏・リチャードソンの所説は一面的にすれども反論もあるが、保護観察官としての長年の経験に基づいたものであり、保護観察官をより多く困難な現況を内部からクローズアップしたところである。

- (一) 保護観察の分野でケーブル・ハーリングルートを N.M.A.G (NAPO Members Action Group) とする保護観察官のグループ（一九七一年設立）である N.M.A.G は、全国保護観察官協会 (NAPO) 内の批判グループ Probe の題下雑誌を刊行している。H. Walker and B. Beaumont, op. cit., pp. 93.
- (二) 執筆にあたる H. Walker and B. Beaumont, op. cit. A. E. Bottoms and W. McWilliams, A Non-Treatment Paradigm for Probation Practice, British Journal of Social Work, 1979, vol. 19, no. 1 のほか H. Walker and B. Beaumont, Working with Offenders (1985) を参照した。
- (三) ラサールの状況 (いわゆる E・P・ヤングベイクハム (本出祐之監訳=津崎哲雄訳) ・英國ソーシャルワーク史・上 (昭和五九年) 1111頁) 参照。
- (4) M. Davies, Probationers in Their Social Environment, 1969.
- (5) M. Davies, Social Work in the Environment, 1975.
- (6) C. Fullwood, Control in Probation, After-care and Parole in: Control without Custody ?, edited by J. King, 1976, p. 43.
- (7) Folkland and others, Impact, 1974.
- (8) Folkland and others, Impact, vol. II, 1976.

3 転換期の保護観察

保護観察批判論が高まるにつれて、注目すべきはイギリスでも保護観察の新しい像を求めて議論が活発化しつつある。前章でみた「処遇否定のペラダイム」論とマルクス主義的保護観察論は、どのような議論に大きなイン

パクトを与えた。論争に決着がついてはいないが、保護観察自体が従来の殻を破り、新しい殻を求めて突き進んでいるように思われる。それゆえ、保護観察は転換期を迎えるとしており、新たな保護観察像の探究こそがまさに現代的課題である。

ひるがえって考えてみると、保護観察が伝統的ケースワーク論を基礎に発展拡大した一九五〇年代の「保護観察の黄金時代」（ヤングハズバンド）は、イギリス福祉国家論の黄金期でもあった。そこでは、経済・社会地盤は比較的安定し、社会保障・福祉の充実が将来において楽観的展望をもちえた。保護観察官も、さほどの事件負担にも悩まず、科学的な処遇の確立を目指す時間的・精神的余裕を有することができたのである。それゆえ、保護観察がケースワークを用いて対象者の改善・矯正に夢を賭けることのできた時代であつたといえよう。しかし、今日、保護観察をとりまく情勢はかなり変化した。ここでは次の二点をあげたい。

第一に保護観察官の組織・執務体制をとりまく状況が変化していることが指摘できる。一九六〇年代以降の保護観察業務の拡大化傾向は、「静かな革命期」⁽¹⁾（M・モンガー）と評されたが、他面、D・マスィソンによれば、「多く⁽²⁾の相克、外傷および変化（many conflicts, traumas and changes）」が生じた。実際上の問題点としては、①保護観察は行政組織上、ソーシャル・サービスと調和しうるか。②組織の拡大化は官僚主義化を招かないのか、③地方自治体の関与は地方政治の利害をとりこみ、保護観察組織の中立性を喪失させないか、④保護観察官その他の職員の労働者としての権利が適切に保護されうるか、などが指摘されてきた。

とくに、最近問題になっているのは、②と④である。すなわち、保護観察官の業務拡大に伴い、保護観察組織の強化がはかられることにより、保護観察官内部のヒエラルキー化がすすめられ、観察官自身が官僚化したといわれる。

また保護観察官をめぐる労働問題もクローズアップされ、観察官の組織的な行動が表面化してきた。N A P O（全国保護観察官協会）の内部も、かつては保護観察の理念や方法論などが真正面から討議されたが、最近では給与と労働条件の改善が議論の大きな比重を占めつつあるといわれる。そればかりか、若い保護観察官の間には、N A P Oの微温的な体質に対して反発する者も増加しつつある。なかでもN M A Gと称するグループは「保護観察官は鎖につながれた犬である」と批判し、保護観察組織の民主化にのりだしている。

第二に保護観察の変質傾向が指摘できる。従来から保護観察の分野では、いわゆる「ケア・コントロール論争」が脈々とつづけられてきた。すなわち、そこでの論点は保護観察はケアなのかコントロールなのかというものである。「」く大雑把にいえば、ソーシャル・ケースワークに重点をおく者はケア重視説をとり、犯罪防止に重点をおく者はコントロール重視説に傾いていた。あるいは、保護観察には両者の要素が存在する折衷説も存在した。しかし、最近では、保護観察がコントロールの色彩を強めつつあることが注目されている。そこでは、犯罪者の社会内への封じこめに力点がおかれて、保護観察をケースワークよりもスーパーヴィジョンとして捉える傾向が強まっているのである。

こうした保護観察のコントロール化の背景としては、経済危機に伴う福祉国家論の後退とともに、ニュー・ライト(the new right)の政策的主張が、現在、イギリスで勢いを増しつつあることがあげられる。⁽³⁾ 刑事政策の観点からみると、ニューライトの政策的主張には二つのものがある。一つの主張は刑事司法の強化で、例えば警察の強化、处罚の厳格化などを唱える。もう一つの主張は、従来の福祉政策に対する批判で、従来の強化政策は失業者や青少年に迎合し、甘すぎるとする。ニュー・ライトの主張は、サッチャー保守党政権を後ろ楯にしており、今後も無視できないと思われる。⁽⁴⁾

、Jのよつたな状勢に対しても、マルクス主義者の陣営も危機感を強めてゐるようである。H・ウォーカーとB・ビューモントらは、その後一九八五年に『犯罪者との作業』⁽⁵⁾と題する著書を編集し、いくつかの具体的な問題領域について提案を行つて至つた。本書の趣旨を要約すると、コントロール強化の時代において保護観察官は失業者取り締りの道具になるべからざる点にある。具体的には、キャンペーンの強化、保護観察処遇におけるグループワークの重視の主張が注目されるところである。

以上、11点を指摘したが、今後に新たな保護観察像を設定する際には、これらの動き・推移を考慮に入れて議論すべきであろう。保護観察を議論する際には、処遇の主体がどのような状況のなかで仕事をしているか、また保護観察をとりおこす社会・政治状況がどのようなものかも視野に入れて論ずべきことは、保護観察の歴史の教えるところである。

- (1) M. Monger, Casework in Probation, 2nd ed., 1972, p. 1.
- (2) D. Mathieson, Change in the Probation Service: Implications and Effects, in: Pressures and Change in the Probation Service, edited by J. F. King, 1979, pp. 9.
- (3) H. Walker and B. Beaumont (ed.), Working with Offenders, 1985, pp. 7.
- (4) ベギリスにおける右派犯罪学の台頭と刑事政策におけるサッチャリズムの展開について、瀬川晃「イギリス犯罪学の動態——政治動向と犯罪学の対応をめぐって」犯罪社会学研究7号、1回7頁。
- (5) H. Walker and B. Beaumont (ed.), Working with Offenders, 1985.

六 あとがき

保護観察官が得たこと望むむのに、①明確な目的、②有用な教科書、③有効な技術、④熱心に反応する対象者の四

つがあるといわれる。本稿で指摘した保護観察の現実は、これら四つの条件の充足が困難であることを教えていると見えよう。

H・ウォーカーとB・ビューモントは「われわれが対象者に与えるインパクトはマイナーかつマージナルである」とし、保護観察官は自信喪失の危機にあると慨嘆した。⁽¹⁾また、最近では、保護観察官のなかにも、保護観察は所詮 bread and butter work でとるに足らない平凡なものであるとし、いわば日常性への埋没を肯定する者も増えつつあるといわれる。

」のような保護観察をとりまく現実はひとりイギリスだけのものであろうか。わが国においてもかなりの程度に妥当するのではないだろうか。

今日では、わが国においても、保護観察の重要性は十分に認識されているといつてよい。また同時に、改善の余地の大きい不十分な現状についても認識されているところである。しかし、わが国では、こうした認識があるにもかかわらず、改革への本格的な始動はなされないままに現在に至っているといって過言ではない。

しかし、保護観察が今後も犯罪者処遇の中核的な位置を占めつづけるであろうことを考えると、保護観察をとりまく現実にシニカルに甘んじることはできないと思われる。それゆえ、わが国においても新たな保護観察像の樹立に向けての議論が積極的に展開されるべきであろう。その際、注意を要するのは、こうした議論は、リアリストティックになされる必要があるということである。ペールマンは、「伝統的なケースワークは、「その限界と可能性如何について、みずからのためにさえ明確にすることを怠ったこと」、さらに「自分の力と目的を素朴な誇大妄想から過大に売り込みすぎたこと」のゆえに責めを負うべきであると述べたが、これらの指摘は保護観察の領域にもあてはまるであろう。

それゆえ、今後の議論は保護観察の現実をふまえ、限界と可能性を明確にしつつなされるべきである。

イギリスを素材にした本稿での検討からは、新しい保護観察の模索のゴールはなお遠いといわざるをえない。しかし、わが国においても、今後、保護観察の実態とそれをとりまく情勢を冷静に分析しながら、リアリティックな議論を積み重ねる必要を最後に強調したい。

- (1) H. Walker and B. Beaumont, *Probation Work*, 1985, pp. 1.
- (2) ハン・H・ペールマン（仲村優一・横山薰訳）「ケースワークはワークしうるか」社会福祉研究八号八九頁。